

# 加工食品の表示(添加物、アレルギー)は新しい表示ルールに切り替わっていますか？

例)

名称	しょうゆ漬(刻み)
原材料名	きゅうり(広島県産)、漬け原材料(こいくちしょうゆ(大豆・小麦を含む)、醸造酢、砂糖、唐辛子)
添加物	調味料(アミノ酸等)
内容量	200g
賞味期限	令和〇年〇月〇日
保存方法	10℃以下で保存
製造者	広島 太郎 (TEL 000-000-0000) 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇123-4

★ポイント①  
アレルギーは原則個別表示  
例外的に一括表示する場合  
(一部に…)と表示

★ポイント②  
添加物は原材料と明確に  
区分して表示

## 添加物の表示例

使用した添加物、原材料(加工品)に含まれる添加物は原則全て表示しましょう！

旧基準

原材料名	きゅうり(広島県産)、漬け原材料(こいくちしょうゆ(大豆・小麦を含む)、醸造酢、砂糖、唐辛子)、調味料(アミノ酸等)
------	--

添加物が原材料と  
区分されていない

新基準

例① 添加物の欄を設ける

原材料名	きゅうり(広島県産)、漬け原材料(こいくちしょうゆ(大豆・小麦を含む)、醸造酢、砂糖、唐辛子)
添加物	調味料(アミノ酸等)

例② 原材料名欄でスラッシュ(/)で区切る

原材料名	きゅうり(広島県産)、漬け原材料(こいくちしょうゆ(大豆・小麦を含む)、醸造酢、砂糖、唐辛子) / 調味料(アミノ酸等)
------	--

広島県西部保健所広島支所  
衛生環境課 食品薬事係  
TEL : 082-513-5533  
FAX : 082-222-5802

★当保健所ホームページに詳しい情報を掲載しています。ぜひご覧ください。  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/169/shokuhinhyouji.html>

Webで  
検索

広島支所 食品表示



# アレルギーの表示例

旧基準

原材料名	パン、ハム、きゅうり、レタス、チーズ、マヨネーズ、 乳化剤、( <b>原材料の一部に</b> 小麦・ <b>乳</b> ・豚肉・ 卵・大豆を含む)
------	---

新基準

## ★個別表示(原則)

原材料名	パン(小麦・ <b>乳成分</b> を含む)、 ハム(豚肉を含む)、きゅうり、 レタス、チーズ、マヨネーズ(卵 を含む) / 乳化剤(大豆由来)
------	---

よくある間違い

×(乳を含む)  
○(乳成分を含む)

「原材料(○○を含む)」※乳は「乳成分を含む」  
「添加物(○○由来)」※乳は「乳由来」

## ★一括表示(表示面積に限りがあるなど個別表示が困難な場合)

原材料名	パン、ハム、きゅうり、レタス、 チーズ、マヨネーズ / 乳化剤、 ( <b>一部に</b> 小麦・乳成分・豚肉・ 卵・大豆を含む)
------	--

よくある間違い

×(原材料の一部に…)  
○(一部に…)

特定原材料そのものや代替表記等も含め、**すべてのアレルギーを表示**します。  
特定原材料等が複数の場合は、「・(中点)」で区切ります。

## 特定原材料8品目(表示が義務付け)



令和5年追加

加工品(調味料等)に  
特定原材料等が含まれ  
ている場合は、表示漏れ  
に注意しましょう!

## 特定原材料に準ずるもの20品目(表示が推奨)

あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンド

## 豆知識

☆「特定加工食品」及び「その拡大表記」は、新基準で廃止されました!

⇒一般的にアレルギーを含むことが予測できると考えられてきた特定加工食品及びその拡大表記は、新基準ではアレルギーを含む旨を表示することとなりました。

例:パン(小麦を含む)、うどん(小麦を含む)、マヨネーズ(卵を含む)、生クリーム(乳成分を含む)、ヨーグルト(乳成分を含む)等

